

新海面処分場へのしゅんせつ土砂受入要領

平成16年 1月 1日制定 (15 東防理第 626号)
平成22年 4月 1日改訂 (22 東港臨第 13号)
平成25年10月 1日改訂 (25 東港臨第 849号)
令和 3年 4月 1日改訂 (02 東港臨第 1709号)
令和 4年 4月 1日改訂 (03 東港臨第 1846号)
令和 5年 4月 1日改訂 (04 東港臨第 1918号)
令和 6年 4月 1日改訂 (05 東港臨第 1946号)
令和 6年 7月 1日改訂 (05 東港臨第 1946号の2)
令和 7年 3月 1日改訂 (06 東港臨第 1420号)
令和 7年 10月 1日改訂 (06 東港臨第 1420号の2)

東京都港湾局

申請等受付 東京都東京港管理事務所 臨海地域管理課
〒108-0075 東京都港区港南三丁目9番56号
東京港管理事務所 4階
ホームページ <https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/>
電話 03-5463-0232

しゅんせつ土砂受入受付 MAIL syunsetu@section.metro.tokyo.jp
電子申請 URL <https://logoform.jp/form/tmgform/779340>

1 新海面処分場の管理・運営

新海面処分場の管理運営については、「新海面処分場の管理運営方針について」(平成9年5月30日付9港開技第18号)(以下、運営方針という。)において、港湾局が総括監理者であるとともに、しゅんせつ土砂受入の作業管理者であると定められている。

東京都東京港管理事務所と東京都東京港建設事務所は、しゅんせつ土砂受入の作業管理者に該当する。

本要領は、管理運営方針に基づき、東京港管理事務所がしゅんせつ土砂の受入手続きを定めるものである。

2 しゅんせつ土砂受入場所

(1) 軟泥以外のしゅんせつ土砂の場合

東京港内の新海面処分場二次送泥用土砂仮置場（以下、土砂仮置場という。）
具体的には、仮置場内に係留されている汚濁防止枠付土砂送泥船（以下「汚濁防止枠船」
という。）の枠内

(2) 軟泥（公害防止汚泥事業等で発生する高含水比のしゅんせつ土砂）の場合

新海面処分場埋立地の指定されたブロック内（工事で直接ポンプ送泥を行う。）

3 受入対象のしゅんせつ土砂

(1) 発生抑制と有効利用

新海面処分場は、東京都の領域に確保できる最後の処分場であり、都内で発生する有機汚染しているしゅんせつ土砂の最後の処分場である。そのため、東京都港湾局では、深掘や沈下促進などの容量拡大策を講じ、新海面処分場の延命化に努めている。一方、しゅんせつ土砂発生元においても、発生抑制や有効利用の努力が強く求められている。

発生抑制や有効利用の方策としては、余掘を行わないことやしゅんせつ土砂の裏込材としての活用など、計画設計時点から十分な検討を行うことが求められている。

(2) しゅんせつ土砂受入計画に基づく申請と東京港管理事務所長の受入承認

新海面処分場への受入対象のしゅんせつ土砂は、受入当該年度の「しゅんせつ土砂受入計画」（東京都港湾局で毎年3月末に決定、以下受入計画という。）で決定された件名の土量を、決定された受入期間内に受け入れるものである。しゅんせつ土砂を土運船でしゅんせつ土砂仮置場に搬入しようとする搬入者（以下「搬入者」という。）は、受入計画に基づき申請書を作成し、新海面処分場の施設管理者である東京港管理事務所長（以下「所長」という。）に提出してその承認を得なければならない。

(3) 受け入れ可能なしゅんせつ土砂

受入可能なしゅんせつ土砂は、本要領で定める別紙-1のしゅんせつ土砂の受入基準等を満たすものでなければならない。

4 受入対象機関・対象工事・受入土量・受入期間及び受入基準

(1) 受入対象機関

受入対象機関は、東京都の部局・区・国・外郭団体及び受入計画で認められた団体である。

受入計画で対象とされた機関については、東京都の部局以外の区及び国又はその他の機関についても、申請及び届出に際しては、公印・社印等を省略できるものとする。

(2) 受入対象工事

当該年度の受入計画において受入を認められた件名で所長の承認を得られた工事。承認は、その年度限りで有効である。

(3) 受入土量

受入計画で認められた当該年度の土量の範囲内で、所長が承認した土量を受け入れる。ただし、承認土量の2割以内の増加分については、土量の変更手続きなしで受け入れるものとする。

2割を超え搬入しようとする場合は、あらかじめ受入計画の土量の変更手続きを行ったうえで、しゅんせつ土砂の承認数量の変更手続きを行うこと。

なお、数年度にわたる工事については、毎年度、当該年度の受入計画で土量の利用調整を受け、受入計画に基づいて、所長の承認を得ること。

(4) 受入期間

しゅんせつ土砂の搬入は、受入計画で認められた当該年度の受入期間内で、所長が承認した受入期間内に完了しなければならない。

受入期間を超えて搬入しようとする場合は、あらかじめ受入計画の受入期間の変更手続きをおこなったうえで、承認受入期間の変更手続きを行うこと。

なお、数年度にわたる工事については、毎年度、当該年度の受入計画で受入期間を決定する必要がある。

(5) 受入基準

受け入れるしゅんせつ土砂は、別紙-1の「しゅんせつ土砂の受入基準等」を全て満たすものとする。

又、安全性を確認するため、当面の間、新海面処分場におけるしゅんせつ土砂受入にあたっては、別紙-3の「新海面処分場にて受け入れるしゅんせつ土の取り扱い」のとおり、放射性物質濃度を測定したものを受け入れる。

5 しゅんせつ土砂負担金と徴収について

(1) しゅんせつ土砂負担金

しゅんせつ土砂負担金（埋立処分料金）は、運営方針に定める算定式により計算され、別紙-4の「しゅんせつ土砂負担金表」のとおりであり、令和5年4月1日より適用されている。

(2) しゅんせつ土砂負担金の徴収

運営方針によると、一般会計事業から発生するしゅんせつ土砂については、しゅんせつ土砂負担金（埋立処分料金）は徴収しない。その他の事業（東京都の行う一般会計以外の事業、民間企業の行う事業等）から発生するものについては、しゅんせつ土砂負担金（埋立処分料金）を徴収する。

なお、一般会計事業であっても、新海面処分場の建設と管理にかかる費用が、1 m³当たり約5千円であることを留意し、しゅんせつ土砂の発生抑制や有効利用に努める必要がある。

(3) しゅんせつ土砂負担金の毎月の徴収

一般会計以外の搬入者は、申請時に、搬入者自身が支払うか、受注者が支払うかを明らかにすること。

東京港管理事務所長は、搬入者又は受注者に対し、都の毎月の検量数量に基づき、月毎に請求書及び納入通知書を発行する。搬入者又は受注者は、所長の指定する期日までに納入しなければならない。

6 申請等の提出関係

(1) 申請等の宛先 東京都東京港管理事務所長

(2) 申請等の連絡先 東京都東京港管理事務所 臨海地域管理課 施設担当
しゅんせつ土砂受入担当

〒108-0075 東京都港区港南三丁目9番56号 東京港管理事務所4階

電話 03-5463-0232 MAIL syunsetu@section.metro.tokyo.jp

なお、担当者氏名やEメールアドレス等は、別途配布の「関係連絡先一覧表」により確認のこと

(3) 書類提出者 搬入者

(4) 申請等の様式 別紙-5の「しゅんせつ土砂関係提出書類」に定める様式のほか、所定の必要資料を添付すること。

(5) 電子申請 LoGo フォームにより、申請及び着手届・完了届等を受付け、承認書等を通知する。

受付URL <https://logofarm.jp/form/tmgform/779340>

7 申請から搬入までの手続き（「フロー図」参照）

(1) 事前相談

底質試験位置（平面方向・深度方向）選定の事前相談等を行った場合は、確認事項を参考様式-2等に取りまとめ、LoGo フォームにより提出のこと。

(2) 新規申請

ア 搬入者は、当該工事の最新の受入計画の土量及び期間を確認すること。

受入計画に記載された土量や期間を超える申請は承認することができない。

申請は、受入計画に合わせて単年度ごとに行うこと。

イ 搬入者は、「しゅんせつ土砂土関係提出書類の様式（以下、提出様式という。）-1」に基づき申請書を作成し、「提出様式-2」の発生抑制・有効利用説明書のほか所定の添付書類を含め電子書類化し、LoGo フォームにより所長あて提出のこと。

ウ 「提出様式-3」の底質試験結果一覧表及び「提出様式-4」の放射性試験結果一覧表は、試験実施機関印及び試験担当者（環境計量士）の記名押印のあるものを、別途提出のこと。ただし、試験結果一覧表等に代えて、試験成果表受領証を添付するこ

とが出来る。

エ 4月早々に搬入を実施する場合は、前年度中に申請を行うことが出来る。

オ 一般会計外の搬入者は、申請時に負担金の支払い者を明らかにすること。受注者が支払いを行う場合は、支払者情報（参考様式-1）を申請書に添付すること。

カ 東京港管理事務所は、搬入者から申請書類の審査終了後、しゅんせつ土砂の受入承認書をLoGoフォームにより交付する。

(3) 継続申請

ア 新規申請に引き続き翌年度も搬入する場合は、同一工事であっても、再度、申請が必要となる。その際、翌年度の受入計画において決定されていることが必要である。

イ 継続申請の場合は、「提出様式-5」に基づき継続申請書を作成し、所定の添付書類を含め電子書類化し、LoGoフォームにより所長あて提出すること。

ウ 継続して搬入を実施する場合は、前年度中に申請を行うことが出来る。

エ 東京港管理事務所は、搬入者から申請書類の審査終了後、しゅんせつ土砂の受入承認書をLoGoフォームにより交付する。

(4) 着手届

ア 搬入者は、新規および継続申請の承認を得た後、速やかに「提出様式-6」に基づき、着手届と添付書類（しゅんせつ土砂搬入計画書、月別土砂搬出工程表（提出様式-7）、申請用船舶一覧表（提出様式-8）、引船・押船の船名等の根拠資料、土運船の形状寸法表等）を含め電子書類化し、LoGoフォームにより所長に提出し、確認を得ること。工事期間内において月別土砂搬出工程表に変更があれば、直ちにEメール等により東京港管理事務所に提出すること。

イ 着手届の届出内容が、申請時において確定しており、承認番号のみが未定の場合は、承認番号を空欄として承認前届出を、LoGoフォームにより所長に提出出来るものとする。

ウ 受入承認票の発行は、搬入者が提出する受入承認票申込一覧表（様式-9）に記載の引船等の使用船舶数に応じ発行するものとする。受入承認票を所持しない引船等は受入れない。

受入承認票は、搬入者が責任を持って管理すること。また、受入承認票は引船等の船内に保持し、承認コードと船名が容易に確認できるようにしておくこと。

エ 土砂受入に先立ち、東京都が契約している土量計測等監理受託者（以下「計測監理受託者」という。）及び土砂仮置・送泥等施工者（以下「仮置・送泥施工者」という。）に、別紙-5のとおり書類を各々に提出すること。

(5) 変更申請

ア 土量の変更・期間の延伸等、承認内容に変更が生じる場合は、速やかに変更申請を行うこと。

イ 変更申請の前提として、受入計画の変更が必須である。そのため、搬入者は、変更

申請が必要となった時点で、遅滞なく受入計画の変更手続きを行うこと。

ウ その後、搬入者が「提出様式－１０」に基づき変更申請書を作成、添付書類等を含め電子書類化し、LoGo フォームにより所長あて提出すること。

エ 東京港管理事務所は、搬入者から申請書類の審査終了後、しゅんせつ土砂の受入承認書をLoGo フォームにより交付する。

(6) 変更着手届

ア 所長の変更承認後、搬入者は「提出様式－１１」に基づき変更着手届を作成、添付書類等を含め電子書類化し、LoGo フォームにより所長あて提出し、確認を得ること。

イ 変更着手届の届出内容が、変更申請時において確定しており、承認番号のみが未定の場合は、承認番号を空欄として変更承認前届出を、LoGo フォームにより所長に提出出来るものとする。

(7) 船舶の追加

ア 引船・押船を追加する際には、搬入者は提出した申請用船舶一覧表（様式－８）に追加船舶名を記載するとともに、必要に応じて引船・押船の船名等の根拠資料を添付し、受入承認票申込一覧表（様式－９）に引船・押船を記載して、LoGo フォームにより東京港管理事務所あて提出し、確認を得ること。

イ 土運船を追加する際には、搬入者は申請用船舶一覧表（様式－８）に追加船舶名を記載し、必要に応じて追加土運船の形状寸法表を添付し、LoGo フォームにより東京港管理事務所あて提出し、確認を得ること。

(8) 報告

搬入者は、異物混入による受入中止後の再発防止策の報告やその他報告事項があった場合は、LoGo フォームにより東京港管理事務所あて報告すること。

(9) 完了届

ア 搬入者は、受入完了後速やかに「提出様式－１２」に基づき、LoGo フォームにより完了届を所長に提出し、確認を得ること。

イ 受入承認票は、検量完了の確認後に失効する。

(10) 搬入の中止

搬入者は、新海面処分場への搬入の承認後に、搬入者の都合により、搬入を中止する場合は、所長あて、「提出様式－１３」により搬入中止の通知をLoGo フォームにより行うこと。中止箇所については、改めて、搬入手続きが必要となる。

8 土砂仮置場へのしゅんせつ土砂の搬入

受注者（搬入者から申請書で指名された搬入工事担当者）は、検量等を担当する計測監理受託者及び汚濁枠付き防止船の施工管理を行う仮置・送泥施工者と緊密に連絡し、しゅんせつ土砂の受入基準等を順守し、海上安全を図りながら、土砂仮置場へのしゅんせつ土

砂の搬入を行うこと。

(1) 土砂仮置場の位置

現在の土砂仮置場は、東京港の防波堤の外側にある新海面処分場Gブロックの沖合の海底面を掘削したポケットを使用している。

東京都内の河川・港湾区域内のしゅんせつ土砂発生場所からしゅんせつ土砂仮置場所までの経路は、京浜運河を抜けて第一航路を横断するルート、第一航路を経由するルート、第三航路を経由するルート、荒川・旧江戸川を経由の4ルートである。受注者は、各ルートの特性を考慮した運航を行うこと。

(2) 汚濁防止砕船の運用

しゅんせつ土砂の受入は、汚濁防止砕付送泥船方式で運用されている。汚濁防止砕船内に進入した土運船が底開することによって、しゅんせつ土砂は、水質汚濁させることなく、ポケット内に仮置きされる。その後、ポケット内に仮置きされたしゅんせつ土砂は、汚濁防止砕船に設置されている送泥ポンプによって、Gブロック又はCブロックに送泥される。

汚濁防止砕船は、送泥ポンプの防護のため、吸泥部分に10cmのスリットを使用していることから、10cmを越える岩塊等は送泥されない。

汚濁防止砕船の受入時間及び受入休業日・中止日は以下のとおりである。

ア 受入時間

8時00分から17時00分まで

イ 受入休業日

原則として土曜日、日曜日、祝日(祝日振替日を含む。)(繁忙期においては、臨時に受入を行う場合がある。)

盆・正月の期間

ウ 受入中止日

しゅんせつ土砂受入場所における工事等や、天候不順等により土砂処分が危険と判断される場合は、受入れを中止することがある

(3) 土砂仮置場への現地搬入の手順

ア 受注者は、計測監理受託者及び仮置・送泥施工者の連絡先を確認後、必要な提出書類を確認し、両者に対して速やかにしゅんせつ土砂搬入の事務手続きを行うこと。

イ 受注者は、土運船の出航前に、土運船中に混入物がないことを確認すること。

ウ 受注者は、土運船が土砂仮置場に到着した際、始めに検量人(港湾運送法で許可された検量機関)による受入承認票等の確認、検量及びしゅんせつ土砂の混入物等の確認を受けなければならない。土運船内のしゅんせつ土砂は、計測しやすいよう、片寄りなく均等に積載すること。

エ 受注者は、汚濁防止砕船内に土運船を進入させる際は、仮置・送泥施工者の指示に従うこと。

オ 受注者は、しゅんせつ土砂投入完了後、速やかに土砂仮置場から退出すること。

(4) しゅんせつ土砂中の混入物について

しゅんせつ土砂中に混入物が予期される場合にあっては、混入物の除去のため、搬入者は、しゅんせつ範囲について、事前に混入物除去工を行うこと。又、地盤改良後においても、混入物除去工を行うこと。混入物除去工は、しゅんせつ土砂搬入計画書に記載し、除去状況を東京港管理事務所に報告すること。

搬入者は、検量時に混入物等が発見されて、持ち帰りとなったときは搬入を中止し、再発防止策を東京港管理事務所に提出して確認を受けたうえで、搬入を再開すること。

(5) 計測監理受託者（東京港管理事務所委託の受託者）

しゅんせつ土砂の作業管理者である東京港管理事務所は、しゅんせつ土砂の現地の受入監理のため、土量計測等監理委託を発注している。土量計測等監理委託の受託者である計測監理受託者は、しゅんせつ土砂の監理及び土運船土量検量を行うものである。そのため、受注者は、計測監理受託者に必要な資料を提出すること。

現地の監理及び検量は、検量人（港湾運送法で許可された検量機関）が行うものである。

所長が承認した受入承認票を保持しない引船（押船）については、計測監理受託者において、受入を拒否する。

土運船の検量は10か所の深さを測り、その平均値を出して、土運船の長さ×幅を掛け合わせて空き領域とし、土運船の容積からその空き領域を引いて検量土量とする。

計測監理受託者が、土運船内の異物混入を確認した場合は、受入できないので、搬入者側の責任において持ち帰ること。その際、計測監理受託者は、その事実を東京港管理事務所に速報し、その後、しゅんせつ土砂事故報告書を提出すること。

なお、計測監理受託者の担当者氏名やEメールアドレス等は、別途配布の「関係連絡先一覧表」により確認のこと

(6) 仮置・送泥施工者（東京港建設事務所工事の受注者）

しゅんせつ土砂の作業管理者である東京港建設事務所は、新海面処分場へのしゅんせつ土砂の受入のため、仮置・送泥工事を発注している。仮置・送泥工事の受注者である仮置・送泥施工者は、搬入者からの搬出予定を基に汚濁防止枠船への受入調整を行い、海上安全を図りながら、仮置場への搬入管理及び新海面処分場への送泥を実施している。そのため、受注者は、仮置・送泥施工者に必要な資料を提出すること。

仮置・送泥業者は、受注者に対し、しゅんせつ土砂中の混入物が送泥等の障害となることがあるため、警告書を発出する場合がある。

なお、仮置・送泥施工者の担当者氏名やEメールアドレス等は、別途配布の「関係連絡先一覧表」により確認のこと

(7) 汚濁防止枠船内投入に関する注意事項

搬入者は、事前に計測監理受託者及び仮置・送泥施工者と十分に調整したうえでしゅんせつ土砂を土運船で汚濁防止枠船内まで運搬し、仮置・送泥施工者の指示する場所に投

入すること。また、作業終了後は、汚濁防止棹船のゲートの開口を確認し、速やかに汚濁防止棹船内から回避し、他の船舶の作業に支障とならないようにすること。

なお、土運船等の注意事項は次のとおりである。

ア 土運船は、最大幅16m、最大長さ115m（押船を含む）、最大喫水5mとすること。

イ 土運船を汚濁防止棹船に引船（押船）で入航するときは、曳航ロープを短くすること。

汚濁防止棹船への入航前には、仮置・送泥施工者の補助船が土運船の誘導を行う。

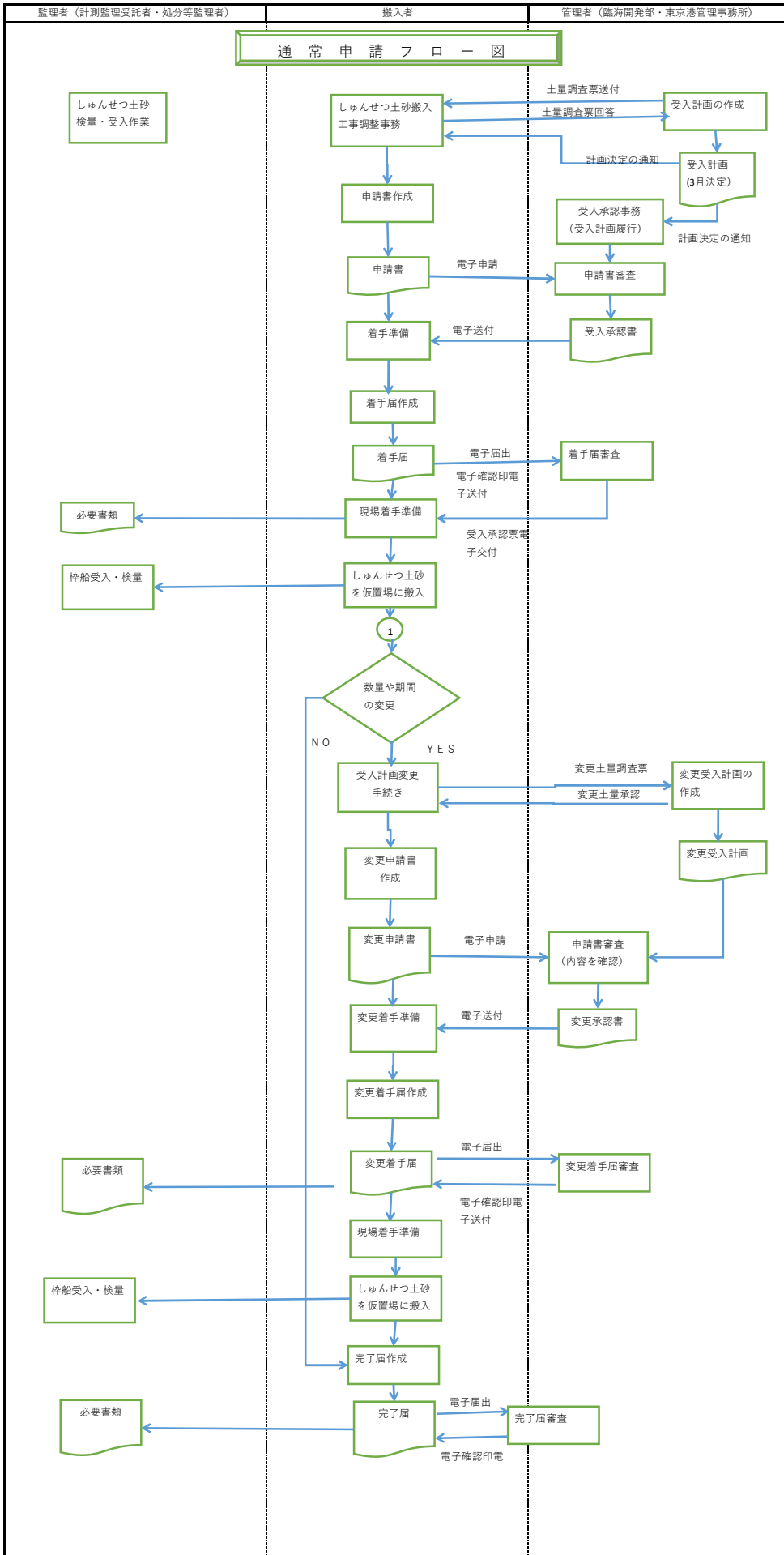
ウ 底開作業中には汚濁防止棹船内の水位が変動するので、関係者は引船等の船内に待機すること。

（8）東京港内の運航について

東京港内の運航に当たって、搬入者は、「港則法」の規定等を遵守しなければならない。

9 軟泥の搬入について

軟泥については、汚濁防止棹船の使用をしないで、搬入者自身が工事の中で確保するポンプ船によって、指定された新海面処分場のブロック内に送泥することとしている。そのため、軟泥が発生する工事の搬入については、ポンプ船を確保している工事とその他の確保していない工事間で、搬入調整を行ったうえで搬入すること。



しゅんせつ土砂の受入基準等

新海面処分場は、東京港内から発生する他で有効利用出来ないしゅんせつ土砂及び東京都内の河川から発生するしゅんせつ土砂の東京港内における最後の埋立地である。

従来、新海面処分場に受入れているしゅんせつ土砂については、河川から発生するしゅんせつ土砂も含めて、東京港内について定めた水底土砂調査要綱（平成 26 年 1 月 東京都後湾局 以下、調査要綱という。）などに基づいて受入られてきた。

一方で、新海面処分場には、海洋汚染防止法等に基づいて建設発生土も受け入れており、建設発生土に関しては、既に「建設発生土の受入基準等」がまとめられている。又、リサイクルガイドライン（2020 年 4 月 東京都）には、しゅんせつ土の受入基準が記載されている。

以上から、調査要綱を基に河川などの堆積環境についても考慮するとともに、それら基準等を含めて総合化し、明文化されていない注意事項もあることから、それらを取りまとめた「しゅんせつ土砂の受入基準等」を作成するものである。

I 受入れできないしゅんせつ土砂は、以下のとおり。

- 1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 1 2 月 2 5 日法律第 1 3 7 号）上の廃棄物に該当するもの
- 2 表一 1 しゅんせつ土砂の受入基準（物理・化学性状）を満たさないもの
- 3 表一 1 「産業廃棄物混入しゅんせつ土砂」（セメコン塊、アスコン塊、木片、金属くず、塩ビ、瓦、プラスチックなど）
「一般廃棄物混入しゅんせつ土砂」（ゴミ、塵埃、ビン、缶、草木など）

II 受入れできるしゅんせつ土砂は、以下の条件を全て満たすものとする。

- 1 しゅんせつ土砂の物理性状に係る受入基準
表一 1 「最大径」の基準を満たすもの
- 2 しゅんせつ土砂の化学性状に係る受入基準

(1) 調査項目及び判定基準

ア 一般的なしゅんせつ土砂

調査項目は表一 1 のとおりである。

判定基準についても、表一 1 のとおりである。

イ 軟泥

「東京地域公害防止計画」に基づく運河部での汚泥しゅんせつを実施する際の汚泥判定にあたっては、一般的なしゅんせつ土砂の調査項目に加えて、「底泥評価基準」（東京都港湾局）に基づき以下の項目について試験を行う。

- 1) 含水比
- 2) T-N
- 3) T-P
- 4) COD

底泥評価基準の判定基準を上回ったものは、軟泥として受入れる。

(2) 試験方法

ア 表－ 1 の摘要欄の 1) については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等の検定方法」(昭和 48 年 2 月 17 日 環境庁告示第 14 号)

イ 表－ 1 の摘要欄の 2) については、「底質調査方法について」(平成 24 年 8 月 8 日 環水大発第 120725002 号)

ウ 表－ 1 の摘要欄の 3) については、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成 21 年 3 月 環境庁水質保全局水質管理課)

エ 表－ 1 の摘要欄の 4) については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 4 号で規定する油分の検定方法」(昭和 51 年 2 月 27 日 環境庁告示第 3 号)または、平成 19 年 8 月 14 日環境省公布による「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法の当面の扱いについて」 環廃産発第 070814001 号、環地保発第 070814001 号による。

(3) 試料採取地点の選定方法

ア 水平方向試料採取地点

しゅんせつ水域に 200m～300mメッシュで採泥地点を設定するものとし、河口部等堆積汚泥の分布状況が変化しやすい場所においては、必要に応じて地点を増加するものとする。ただし、隅田川と荒川に挟まれた地域は、200mメッシュとする。

イ 深度方向試料採取位置及び分析試験位置

(ア) 深度方向の調査については、区域内の浅い地点を表層とし、しゅんせつ等の掘削深度まで採取するものとし、分析試験実施位置は以下のとおり区分する。

- ・ 掘削深度 1m未満の場合、表層とする。
- ・ 掘削深度 1m以上 2m未満の場合、表層と 1mとする。
- ・ 掘削深度 2m以上の場合、掘削深度まで 1mごと実施する。

ただし、表層と 1mの試料の金属等の測定値が基準値をかなり下回る(10分の 1以下)場合は、2m以深を省略することができる。

(イ) 軟泥に関する調査項目についての試験は、原則として掘削深度まで 1mごとに行うものとする。

【調査を行うに当たっての注意事項】

- ① 地盤改良の盛上がり土砂を搬入する場合
 - ・ 地盤改良の事後に底質試験を行う場合は、上記の（ア）のとおり行うものとする。
 - ・ 地盤改良の事前に底質試験を行う場合は、採用する地盤改良工法の特徴に合わせて、推定される盛上がり量から、盛上がり層の下端深度までの間について、1m 毎に底質試験を行うものとする。
- ② 工期内に新規に堆積した土砂を搬入する場合
 - ・ 河川工事において、工期内に出水があり、新たな堆積が生じ、新規堆積物を追加でしゅんせつしようとする場合、新規堆積物の試料採取と試験を追加して行うこと。
- ③ 汚染範囲を確定して、汚染部分を除いた土砂を搬入する場合
 - ・ 汚染範囲の確定のための追加の調査計画を作成する場合は、東京港管理事務所に事前相談を行うこと。
 - ・ 追加の試験結果についても、東京港管理事務所に報告すること。
- ④ 底質試験位置（平面方向・深度方向）選定の事前相談
 - ・ 底質試験位置（平面方向・深度方向）の選定と汚染範囲の確定のための事前相談については、参考様式－ 2 で申込があった場合、選定図等の作成の相談を受け付ける。

(4) 試験試料の採取時期

試料採取と試験は、申請の直近時期に行うことが望ましく、しゅんせつ土砂を運搬しようとする工事の中で行うことを標準とする。

申請時期と採取時期は6カ月を超えないよう努めるものとする。

(5) 試験実施機関

試験は、公的な試験所、大学又は計量法第107条の規程により、都道府県知事の登録を受けけた試験機関（同条ただし書で登録を要しないとされた機関を含む。）で行うこと。

(6) 試験成果

ア 試験成果表は、試験実施機関印及び試験担当者（環境計量士）の記名押印のあるものであること。

また、試験は法定の検定方法により行い、これを試験成果表に記入すること。

イ 試験成果表には、しゅんせつ等の施工位置、施工範囲及び試料採取地点を明示した試料採取地点図を添付すること。

ウ 試験成果の報告書及び観察用資料の様式、表示方法等については、特記仕様書に記載すること。

エ 新海面処分場への受入申請の添付図書として、申請等に係る提出書類の様式－ 3 の底質試験結果一覧表（試験成果表）を提出すること。又、試料採取地点図の様式は特

に定めないが、縮尺は 1/2,500～1/5,000 程度とすること。

- オ 東京都東京港管理事務所に登録された分析機関は、LoGo フォームによって、上記アの真正なPDFを作成のうえ、試験結果の電子申請を行うことが出来る。東京都東京港管理事務所は、受付後、試験成果表受領証を分析機関に対して発行する。しゅんせつ土砂の申請に際しては、試験結果一覧表等に代えて、同受領証を添付することが出来る。

(7) 試料の保存期間

分析試験に供した試料は、分析試験終了後、試験実施機関に6ヶ月間保存させること。

しゅんせつ土砂の受入基準（表－1）

① 物理性状

塊の最大径	10cm 以下
産業廃棄物混入土砂 セメコン塊、アスコン塊 木片、金属く ず、塩ビ、瓦、プラスチックなど	不可
一般廃棄物混入土砂 ゴミ、塵埃、ビン、缶、草木など	不可

② 化学性状

	物 質 名	試験内容	判定基準	適用
1	水銀又はその化合物	溶出試験	0.005mg/l以下	1)
2	カドミウム又はその化合物	〃	0.03mg/l以下	1)
3	鉛又はその化合物	〃	0.1mg/l以下	1)
4	六価クロム化合物	〃	0.2mg/l以下	1)
5	ひ素又はその化合物	〃	0.1mg/l以下	1)
6	シアン化合物	〃	1.0mg/l以下	1)
7	アルキル水銀化合物	〃	検出されないこと	1)
8	有機リン化合物	〃	1.0mg/l以下	1)
9	P C B	〃	0.003mg/l以下	1)
10	銅又はその化合物	〃	3.0mg/l以下	1)
11	亜鉛又はその化合物	〃	2.0mg/l以下	1)
12	ふっ化物	〃	15.0mg/l以下	1)
13	トリクロロエチレン	〃	0.1mg/l以下	1)
14	テトラクロロエチレン	〃	0.1mg/l以下	1)
15	ベリリウム又はその化合物	〃	2.5mg/l以下	1)
16	クロム又はその化合物	〃	2.0mg/l以下	1)
17	ニッケル又はその化合物	〃	1.2mg/l以下	1)
18	バナジウム又はその化合物	〃	1.5mg/l以下	1)
19	ジクロロメタン	〃	0.2mg/l以下	1)
20	四塩化炭素	〃	0.02mg/l以下	1)
21	1, 2-ジクロロエタン	〃	0.04mg/l以下	1)
22	1, 1-ジクロロエチレン	〃	1.0mg/l以下	1)
23	シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0.4mg/l以下	1)
24	1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	3.0mg/l以下	1)
25	1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0.06mg/l以下	1)
26	1, 3-ジクロロプロペン	〃	0.02mg/l以下	1)

27	チウラム	〃	0.06mg/ℓ以下	1)
28	シマジン	〃	0.03mg/ℓ以下	1)
29	チオベンカルブ	〃	0.2mg/ℓ以下	1)
30	ベンゼン	〃	0.1mg/ℓ以下	1)
31	セレン又はその化合物	〃	0.1mg/ℓ以下	1)
32	1,4-ジオキサン	〃	0.5mg/ℓ以下	1)
33	ダイオキシン類	〃	10pg-TEQ /ℓ以下	1)
34	油分	〃	15.0mg/ℓ以下	4)
35	有機塩素化合物	含有試験	40.0mg/kg以下	1)
36	水銀	〃	25mg/kg未満	2)
37	P C B	〃	10mg/kg未満	2)
38	ダイオキシン類	〃	150pg-TEQ/g以下	3)

注1)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年2月17日総理府令第6号)

注2)「底質の暫定除去基準について」(平成24年8月8日環水大水発第120725002号)

注3)「ダイオキシン類を含む水底土砂の取り扱いに関する指針について」(平成15年9月26日環地保発第030926003号 環水管発第030926001号)

注4)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号で規定する油分を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和51年2月26日総理府令第5号)

分析機関の電子申請要領

1. 分析機関の電子申請要領制定の目的

新海面処分場へのしゅんせつ土砂の受入要領（以下受入要領という）では、分析機関からの試験結果の電子申請を行うことが出来るとされている。本要領では、分析機関が電子申請を行う上での必要な手続きを定めるものである。

2. 受入要領記載内容

受入要領では、下記のとおり記載されている。

東京都東京港管理事務所（以下東京港管理事務所という）に登録された分析機関は、LoGoフォームによって、上記アの真正なPDFを作成のうえ、試験結果の電子申請を行うことが出来る。東京都東京港管理事務所は、受付後、試験成果表受付証明書を分析機関に対して発行する。しゅんせつ土砂の申請に際しては、試験結果一覧表等に代えて、同証明書を添付することが出来る。

本要領では、上記に基づき、分析機関の東京港管理事務所に対する登録手続きと、分析機関が電子サービスを利用しての行う電子申請手続きについて定めるものである。

3. 分析機関の東京港管理事務所に対する登録

1) 新規登録

試験結果の電子申請を行おうとする分析機関は、東京港管理事務所長に対して、所定の登録申請書（様式－14）により登録申請を行うこと。

申請書には、公的な試験所、大学又は計量法第107条の規程により、都道府県知事の登録を受けた試験機関（同条ただし書で登録を要しないとされた機関を含む。）であることを証明する資料を添付すること。又、代表分析者が環境計量士の資格を持つことの証明書類を提出すること。

東京港管理事務所長は、申請内容を確認後、速やかに分析機関を登録し、電子申請に必要なIDとパスワードを記載した登録確認書を通知する。

分析機関の登録項目は表－1とおりである。

2) 登録項目の変更

登録済分析機関名の変更は、新規登録となるが、その他の届出事項の変更を行う場合は、変更登録届（様式－15）を提出すること。東京港管理事務所は、内容確認のうえ、登録後、受付けたことを通知する。

3) 実績を有する分析機関の取り扱いについて

分析機関のうち、令和5年度以前のしゅんせつ土砂の受入申請において、底質試験結果一覧表（様式－3）などを提出した実績のある分析機関については、実績保有分析機関として、

実績を確認した時点で、登録するものとする。

4) ID又はパスワードの変更について

東京港管理事務所が、ID又はパスワードを変更する際は、東京港管理事務所から登録済分析機関宛て、変更結果を通知するものとする。

パスワードの有効期限は、交付した年度内とする。

名 称	届出事項等の区分	重要度
申請者 ID	東京港管理事務所制定事項	重要項目
パスワード	東京港管理事務所制定事項	重要項目
団体・法人名	新規登録事項	重要項目
団体・法人名(フリガナ)	新規登録事項	重要項目
役職・部署名	届出事項	一般項目
役職・部署名(フリガナ)	届出事項	一般項目
代表分析者 姓 名	届出事項	一般項目
代表分析者 姓 名(フリガナ)	届出事項	一般項目
郵便番号	届出事項	一般項目
都道府県	届出事項	一般項目
市区町村以下	届出事項	一般項目
電話番号	届出事項	一般項目
メールアドレス1	届出事項	一般項目
メールアドレス2	届出事項	一般項目

表－1 団体・法人としての分析機関の登録項目

4. 電子サービスを利用しての底質試験結果等の電子申請手続き

1) しゅんせつ土砂申請用底質試験等の電子申請のURL

LoGo フォームの受付フォーム名「分析機関電子申請」のURLは以下のとおり。

<https://logofom.jp/form/tmgfom/854821>

2) 底質試験等の電子申請の入力方法

上記URLから入り、IDとパスワードを入力すると、入力画面が表示される。

次に、整理コード及び件名は、搬入者から事前に取得したうえで記入する。

続いて、提出する資料が、底質試験又は放射性物質濃度試験かの区分を選択し、底質試験等の添付ファイル-1、2、3に様式-3及び様式-4の真正なPDFを添付する。更に、底質試験の位置図を添付する。

以上の内容を確認のうえ、LoGo フォームにより送信する。

3) 試験成果表受領証の送付

東京港管理事務所は、申請の内容を確認後、試験成果表受領証を分析機関宛て LoGo フ

フォームにより送付する。

新海面処分場にて受入れるしゅんせつ土の取扱いについて

1 基本的考え方

新海面処分場における作業環境などの安全性を確認するため、放射性物質濃度(※)を測定したものを受入れる。

(※) $Cs-134$ と $Cs-137$ との合計

2 調査頻度

1 工事ごとに 1 地点

3 調査深度

表層及び 0.5m

(5 サンプルを混合し 1 検体とする。ただし、深度方向には混合しない。)

5 サンプルの配置は下図のとおり

4 調査項目

(1) 放射性物質濃度 (セシウム $Cs-134$ $Cs-137$)

(2) 含水比

5 試験方法

(1) 4 (1) は、「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」による。

なお、検出限界値は、10Bq/kg とする。

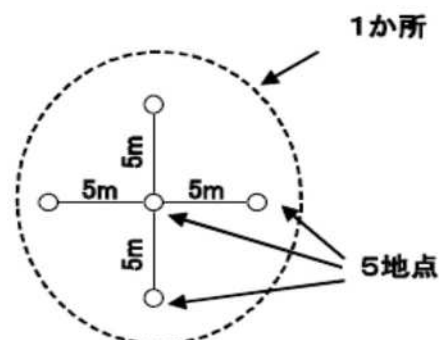
(2) 4 (2) は、「東京港内における水底土砂の調査要綱 (東京都港湾局)」

6 備考

(1) 新規受入申請予定の工事については、事前に調査を実施し、放射性物質濃度調査結果を添付して受入申請を行うこと。

(2) 受入申請にあたっては、工事区域と放射性物質濃度調査位置の関係がわかる図面を添付すること。

(3) 分析調査結果は、港湾局HPにて公表する。



5 サンプルの配置図

しゅんせつ土砂分担金表

枠付送泥船

検量 1 m³当たり 5, 080円 (税込み)

(都の一般会計事業及び軟泥を除く。)

申請等に係る提出書類

東京都港湾局ホームページから入手可能である。

ホームページアドレス <https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/>
 港湾局トップ>届出・申請>東京都港湾局申請様式ダウンロードサービス一覧>しゅんせつ土砂搬入に関する申請・届出ダウンロードサービス

1 東京港管理事務所への提出書類（様式指定のないものは任意）

(1) 申請書（搬入者名）

東京港管理事務所に LoGo フォームで1部提出

○表紙（記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式1
 （整理コード・件名・しゅんせつ場所・搬入量・搬入方法・搬入期間・連絡先（監督員）・受注者等）

添付書類は以下のとおり

- 受入計画資料写（受入土量・受入月など記載あるもの）
- 発生抑制・有効利用説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2
- 全体事業と今回工事の概要説明書（工事概要書・案内図・平面図・断面図の添付）
- 土量計算書（深浅測量図、事前測量と計画高による平均断面法による土量計算書、搬入量は土量計算結果の総土量の1.2倍以下）
- 全体工事工程表
- 底質調査位置（平面・深度方向）選定図
- 底質調査報告書（計量士印のある試験結果一覧表の原本）・・・・・・・・・・・・・様式3
 （採泥地点図に採泥年月日・責任者・立会者名が記入捺印のもの）
- 放射性物質濃度調査結果報告書（計量士印のある分析証明書の原本）・・・・・・・・・・・・・様式4
 （採泥地点図に採泥年月日・責任者・立会者名が記入捺印のもの）
- 支出科目書類添付（東京都一般会計の工事）or 支払者情報（参考様式－1）

(2) 継続申請書（搬入者名）2か年以上の工事で、2年目以降の申請に使用。

東京港管理事務所に LoGo フォームで1部提出

○表紙（記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式5
 （整理コード・件名・しゅんせつ場所・搬入量・搬入方法・搬入期間・連絡先（監督員）・受注者等）

添付書類は以下のとおり

- 受入計画資料写（受入土量・受入月など記載あるもの）

- 発生抑制・有効利用説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2
- 工事の概要説明書（工事概要書（前回と今回の関連）、案内図・平面図・断面図の添付）
- 土量計算書（深淺測量図、事前測量と計画高による平均断面法による土量計算書、搬入量は土量計算結果の総土量の 1.2 倍以下）
- 全体工事工程表（前回と今回の関係が分かるもの）
- 支出科目書類添付（東京都の工事） or 支払者情報（参考様式－ 1）

(3) 着手届（搬入者名）

東京港管理事務所に LoGo フォームで 1 部提出、確認後、表紙に確認印を押し返信。

- 表紙（記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 6
（整理コード・承認番号※・件名・しゅんせつ場所・搬入量・搬入期間・着手年月日・連絡先・受注者等）

添付書類（以下のとおり）※着手届を承認前に提出する場合は空欄も可

- 受入承認書写（着手届を申請と同時に提出する場合は不添付も可）
 - しゅんせつ土砂搬入計画書(5～6 ページ程度)※
- ※しゅんせつ土砂搬入計画書の記載内容については、次のとおりとする。
 施工位置図、船団構成、運搬経路図、連絡体制(常時・緊急時)、しゅんせつ施工方法、混入物除去工等（混入物除去工の記載は必須）
- 申請用船舶一覧表・・・様式 7
 - 月別土砂搬出工程表・・・様式 8
 - 海上保安部等の工事許可書の写
 - 引船・押船の船名等の根拠資料（引船等 DB に記載のない引船・押船は添付すること）
 - 土運船の形状寸法表（土運船 DB に記載のない土運船は添付すること）
 - 受入承認票申込一覧表・・・様式 9

(4) 変更申請書（搬入者名）数量及び期間等についての変更の場合

東京港管理事務所に LoGo フォームで 1 部提出

- 表紙（記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1 0
（整理コード・件名・しゅんせつ場所・搬入量・搬入方法・搬入期間・変更理由・連絡先・受注者等）

添付書類（以下のとおり）

- 承認書写
- 受入計画資料写（受入土量・受入月など記載あるもの）
- 発生抑制・有効利用（必要に応じ）
- 工事の概要説明（工事概要書（当初と変更の関係を記述）、案内図・平面図・断面図の添付）

- 土量計算書(深淺測量図、事前測量と計画高による平均断面法による土量計算書)
- 全体事工程表(変更内容が分かるもの)
- その他必要な資料(底質試験を追加した場合など)
- (5) 変更着手届(搬入者名) 変更に関わる部分の着手届
東京港管理事務所に LoGo フォームで1部提出、確認後、表紙に確認印を押し返信
- 表紙(記載項目は以下のとおり)・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式11
(整理コード・承認番号※・件名・しゅんせつ場所・搬入量・搬入期間・着手年月日・連絡先等)※変更着手届を変更承認前に提出する場合は空欄も可
添付書類(以下のとおり)
- 変更承認書(着手届を申請と同時に提出する場合は不添付も可)
- 変更しゅんせつ土砂搬入計画書(変更に関わる部分を記載)
- 申請用船舶一覧表(変更が生じた場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式7
- 月別土砂搬出工程表(変更後)・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式8
- 変更工事契約書
- 海上保安部等の変更工事許可書(海上工事の場合)(必要に応じ)
- 引船・押船の船名等の根拠資料(必要に応じ、引船等DBに記載のない引船・押船は添付すること)
- 土運船の形状寸法表(必要に応じ、土運船DBに記載のない土運船は添付すること)
- 受入承認票申込一覧表(必要に応じ)

(6) 船舶(引船、土運船)の追加の手続き

- 東京港管理事務所に LoGo フォームで1部提出、確認後、確認印を押し返信
- 引船を追加の場合、追加の引船を明示した申請用船舶一覧表と引船・押船の船名等の根拠資料(必要に応じ、引船等DBに記載のない引船・押船は添付すること)、追加の受入承認票申込一覧表を提出、確認後、確認印を押し、受入承認票とともに返信。
- 土運船を追加の場合、追加の土運船を明示した申請用船舶一覧表と、土運船の形状寸法表(必要に応じ、土運船DBに記載のない土運船は添付すること)、確認後、確認印を押しして返信。

(7) 完了届(搬入者名)

- 東京港管理事務所に LoGo フォームで1部提出、確認後、表紙に確認印を押し返信。
- 表紙(記載項目は以下のとおり)・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式12
(整理コード・承認番号・件名・しゅんせつ場所・搬入量・搬入期間・搬入最終日・連絡先・確認者等)
添付書類(以下のとおり)
- 土量計算書(前後測図等により土量計算)

○検量土量表（土量計測等監理受託者から入手する）

(8) 搬入中止の通知（搬入者名）

東京港管理事務所 1 部提出

○表紙（記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1 3

（整理コード・承認番号・件名・しゅんせつ場所・搬入中止理由・連絡先等）

添付書類（以下のとおり）

○受入承認書写

○工事概要説明書（工事概要と今後の予定など）

2 土量計測等監理受託者、及び土砂仮置・送泥等施工者への提出書類

(1) 着 手 時

○監理者が必要とするもの

(2) 数量や期間の変更申請を行った際

○監理者が必要とするもの

(3) 引船、土運船の追加の書類の写

○監理者が必要とするもの

(4) 完 了 時

○監理者が必要とするもの

様式－1

文書番号
令和〇年〇月〇日

東京都東京港管理事務所長 殿

搬入者 法人等の名称
代表者 氏名

⑩

しゅんせつ土砂搬入の申請について

このことについて、下記のとおり、新海面処分場二次送泥用土砂仮置場にしゅんせつ土砂を搬入したいので申請します。

記

整理コード	_____	
1. 件名	_____	
2. しゅんせつ場所	_____	
3. 搬入量	_____ m3	_____
4. 搬入方法	底開式土運船から直投方式	
5. 搬入期間	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで	
6. 負担金	支払わない・申請者or受注者が支払う	
7. 添付書類	受入計画資料写	1 部
	発生抑制・有効利用説明書	1 部
	全体事業と今回工事の概要説明書	1 部
	土量計算書	1 部
	工事工程表	1 部
	底質試験位置(平面・深度方向)選定図	1 部
	底質(溶出・含有)調査報告書	1 部
	放射性物質濃度調査結果報告書	1 部
	支出科目書類or支払者情報	1 部
8. 連絡先	監督員:〇〇事務所	電話:03-
	〇〇課 〇〇	MAIL:〇〇〇〇
9. 受注者	受注者:株式会社〇〇	電話:03-
	現場代理人 〇〇	MAIL:〇〇〇〇

底質試験結果一覧表 (2)

P.

整理コード

区分 調査件名: 調査地点: 調査担当:
 地点番号: 分析担当:

地盤高: 測定深度: 試料採取年月日: 令和 年 月 日 時 分 分析年月日: 令和 年 月 日~令

和 年 月 日

標	溶出試験																				含有量試験								
	mg/l																				pg-TEQ/ 1	mg/kg		pg-TEQ /g					
尺	亜鉛又はその化合物	ふっ化物	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ペリリウム又はその化合物	クロム又はその化合物	ニッケル又はその化合物	バナジウム又はその化合物	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエチレン	シス-1・2-ジクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエタン	1・3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	1・4-ジオキサン	油分	ダイオキシン類	水銀又はその化合物	P C B	有機塩素化合物	ダイオキシン類	
m																													
定量下限値																													
判定基準値	2.0	15	0.1	0.1	2.5	2.0	1.2	1.5	0.2	0.02	0.04	1.0	0.4	3.0	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.1	0.5	15	10	30	10	40	150	

放射性物質濃度調査結果一覧表

P.

	整理コード	
区分	調査件名：_____	
	調査地点：_____	調査担当：_____
	地点番号：_____	分析担当：_____
	地盤高：_____	測定深度：_____

試料採取年月日：令和 年 月 日 時 分

分析年月日：令和 年 月 日～令和 年 月 日

	表層	表層－0.5m
セシウム 134		
セシウム 137		
セシウム合計		
含水比		
備考		

放射性物質濃度調査について

1. 新海面処分場における作業環境などの安全性を確認するため、放射性物質濃度（Cs-134 と Cs-137 との合計）を測定する。
2. 調査頻度は、1 工事ごとに 1 地点とする。
3. 調査深度は、表層及び 0.5m（5 サンプルを混合し 1 検体とする。ただし、深度方向には混合しない。）とする。
4. 調査項目は、放射性物質濃度（セシウム Cs-134 Cs-137）の湿潤値と含水比
5. 試験方法
 - ・ 放射性物質濃度は、「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」による。なお、検出限界値は、10Bq/kg とする。
 - ・ 含水比は、「東京港内における水底土砂の調査要綱（東京都港湾局）」によること。
6. 備考
 - ・ 工事区域と放射性物質濃度調査位置の関係がわかる図面を添付すること。
 - ・ 含水比試験を放射性物質濃度試験と異なる試験機関が実施した場合は、その結果を別添すること。

東京都東京港管理事務所長 殿

搬入者 法人等の名称
代表者 氏名

⑩

しゅんせつ土砂搬入の申請について（継続）

このことについて、下記のとおり、新海面処分場二次送泥用土砂仮置場にしゅんせつ土砂を搬入したいので申請します。

記

整理コード	_____
1. 件名	_____
2. 土砂発生場所	_____
3. 搬入量	_____ m3
4. 搬入方法	底開式土運船から直投方式
5. 搬入期間	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
6. 負担金	支払わない・申請者or受注者が支払う
7. 添付書類	前回承認書写 1 部 受入計画資料写 1 部 発生抑制・有効利用説明書 1 部 工事概要説明書 1 部 土量計算書 1 部 工程表 1 部 支出科目書類or支払者情報 1 部
8. 連絡先	監督員:〇〇事務所 電話:03- 〇〇課 〇〇 MAIL:〇〇〇〇
9. 受注者	受注者:株式会社〇〇 電話:03- 現場代理人 〇〇 MAIL:〇〇〇〇

着 手 届

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

東京都東京港管理事務所長 殿

搬入者 法人等の名称
代表者 氏名
⑨

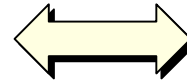
下記のとおりしゅんせつ土砂搬入に着手します。

整理コード	
承認番号	令和 年 月 日 承認番号 東港臨第 号
件 名	
しゅんせつ場所	
搬 入 量	申請土量 m3
搬入期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
着手年月日	令和 年 月 日
連 絡 先	監督員；○ ○ 事務所 連絡先 電話 Mail
受 注 者	○ ○ 会社 代理人名 連絡先 電話 Mail
添付書類	1. しゅんせつ土砂搬入計画書 2. 月別搬出土砂工程表（エクセルデータとしても提出のこと） 3. 申請用船舶一覧表（エクセルデータとしても提出のこと） 4. 受入承認承認票申込一覧表（エクセルデータとしても提出のこと）

※注意 本書提出後、受付印のある着手届写を各監理者に提出すること。

月別土砂搬出工程表(しゅんせつ土砂)

整理コード	
件名	
会社名	
担当者名	
メールアドレス	
電話番号	



東京港管理事務所臨海地域管理課
施設担当 しゅんせつ土砂担当
しゅんせつ土砂受入受付
syunsetu@section.metro.tokyo.jp
03-5463-0232

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
掘削工-1													
掘削工-2													
掘削工-3													
掘削工-4													
掘削工-5													

月別搬出量合計													
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

月別実績													
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

連絡事項

申請用船舶一覧表（引船・押船・土運船）

様式-8

注1) 引船等DBに登録済の場合は掲載済とし、未登録の場合は船名等の根拠資料を添付。

注2) 土運船DBに登録済の場合は掲載済とし、未登録の場合は船舶形状表資料を添付。

整理コード					
番号	船種	船名	保有会社	引船等・土運船DB	備考
1	引船			引船等DB掲載済	
2	押船			未掲載資料添付	
3	土運船			土運船DB掲載済	
4	土運船			未掲載資料添付	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					

様式-10

文書番号

令和〇年〇月〇日

東京都東京港管理事務所長 殿

搬入者 法人等の名称
代表者 氏名

印

しゅんせつ土砂搬入の申請について（数量・期間変更）

令和〇〇年 〇月〇〇日付、〇〇東港臨第〇〇号で承認を受けたしゅんせつ土砂搬入数量及び搬入期間の変更をしたいので申請します。

記

整理コード	_____	
1. 件名	_____	
2. しゅんせつ場所	_____	
3. 搬入量	原承認	m ³
	変更申請	m ³
4. 搬入期間	原承認	_____
	変更申請	_____
5. 搬入方法	底開式土運船から直投方式	
6. 変更理由	_____	
7. 添付書類	承認書写	1 部
	受入計画資料写	1 部
	発生抑制・有効利用	1 部
	工事概要説明書	1 部
	土量計算書	1 部
	工事工程表	1 部
8. 連絡先	監督員:〇〇事務所	電話:03-
	〇〇課 〇〇	MAIL:〇〇〇〇
9. 受注者	受注者:株式会社〇〇	電話:03-
	現場代理人〇〇	MAIL:〇〇〇〇

変 更 着 手 届

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

東京都東京港管理事務所長 殿

搬入者 法人等の名称
代表者 氏名
⑩

下記のとおりしゅんせつ土砂搬入に着手します。

整理コード	
承認番号	令和 年 月 日 承認番号 東港臨第 号
件 名	
しゅんせつ場所	
搬 入 量	申請土量 m ³
搬入期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
変更部分 着手年月日	令和 年 月 日
連 絡 先	監督員； ○ ○ 事務所 連絡先 電話 Mail
受 注 者	○ ○ 会社 代理人名 連絡先 電話 Mail
添付書類	1. しゅんせつ土砂搬入計画書 2. 月別搬出土砂工程表（エクセルデータとしても提出のこと） 3. 申請用船舶一覧表（エクセルデータとしても提出のこと） 4. 受入承認承認票申込一覧表（エクセルデータとしても提出のこと）

※注意 本書提出後、受付印のある着手届写を各監理者に提出すること。

完了届

(文書番号)
令和 年 月 日

東京都東京港管理事務所長 殿

搬入者 法人等の名称
代表者 氏名

⑩

下記のとおり、しゅんせつ土砂搬入が完了したのでお届けします。

整理コード	
承認番号	令和 年 月 日 承認番号 東港臨 号
件名	
しゅんせつ場所	
搬入量	検量土量 m3、(申請土量 m3、実施土量 m3)
有効利用量	m3
搬入最終日	令和 年 月 日
連絡先	監督員; ○ ○ 事務所 連絡先 電話 Mail
受注者	○ ○ 会社 代理人名 連絡先 電話 Mail
添付書類	1. 検量データ 2 現地掘削土量計算書

様式－13

文書番号

令和〇年〇月〇日

東京都東京港管理事務所長 殿

搬入者 法人等の名称
代表者 氏名



しゅんせつ土砂搬入の中止について

令和〇〇年 〇月〇〇日付、〇〇東港臨第〇〇号で承認を受けたしゅんせつ土砂搬入について、下記理由により搬入を中止しますので通知します。

記

整理コード

1. 件 名

2. しゅんせつ場所

3. 搬入中止理由

4. 添付書類

承認書(写し)

1 部

工事概要説明書

1 部

5. 連絡先

(所属・氏名・電話)

監督員:〇〇事務所

電話:03-

〇〇課 〇〇

MAIL:〇〇〇〇

登 録 申 請 書

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

東京都東京港管理事務所長 殿

申請分析機関 法人等の名称
代表者 氏名

下記のとおり登録分析機関としての登録を申請します。

団体・法人名	
団体・法人名 (フリガナ)	
役職・部署名	
役職・部署名 (フリガナ)	
代表分析者名	
代表分析者名 (フリガナ)	
郵便番号	
都道府県	
市区町村以下	
電話番号	
メールアドレス1	
メールアドレス2	
添付書類	1. 都道府県知事の登録を受けた試験機関の証明書類 2. 代表分析者の環境計量士資格の証明書類

※メールアドレス1は、責任者のメールアドレスとすること

変更登録届

(文書番号)
令和 年 月 日

東京都東京港管理事務所長 殿

申請分析機関 法人等の名称
代表者 氏名

下記のとおり記載事項の変更登録を届出します。

役職・部署名	
役職・部署名 (フリガナ)	
代表分析者名	
代表分析者名 (フリガナ)	
郵便番号	
都道府県	
市区町村以下	
電話番号	
メールアドレス1	
メールアドレス2	
添付書類	(必要に応じ、添付するものを表示すること)

※記載は、変更項目のみで、変更後の名前等の記載のみで可とする。

支払者情報

1. 整理コード
2. 支払者
○○株式会社
3. 住所
 - ・ 郵便番号
 - ・ 住所
4. 電話番号
 - ・
5. 連絡相手方
 - ・ 氏名
 - ・ 電話番号
 - ・ 携帯電話番号
 - ・ メールアドレス

事前相談	
整理コード	
相談日	
相談内容	
出席者	
打合せ内容	
結論	